

格差社会における倫理的言説について

滝沢 正之

はじめに

(1) 本稿の課題

アカデミズムにおける哲学研究とは無縁と思われるところで起きている論争の背後に哲学的問題が隠れていることがある。そのような問題を指摘する作業には、いくつかの効用がある。第一に、論争のこじれた部分や噛み合わないでいる部分を、根拠にまで立ち戻ることにより、適切に整理することが可能になる。第二に、アカデミックな研究を同時代の具体的事象と切り結ばせることで、研究の視角をより広いものとするができる。本稿もまた、この二つを目指して論を進めるものである。

近年盛り上がりを見せる格差社会をめぐる論争において、フリーター兼ライターである赤木智弘が雑誌『論座』に掲載したテキスト「『丸山真男』をひっぱたきたい 31 歳、フリーター。希望は、戦争。」は、格差社会から逃れる手段として戦争を希望する、という過激な主張で大きな話題を呼んだ。¹本稿の目的は、赤木の著書『若者を見殺しにする国』を読み解き、その背後に存在する倫理学上の問題を炙り出すことにある。²

(2) 格差社会と倫理的言説

このような問題設定にかんしては、いくつかの補足的説明が必要であろう。

そもそも格差社会の問題は倫理に明示的にかかわるものではない。求められているのはまずもって社会的、政治的、経済的な解決であろう。格差社会を論じるにあたり、倫理的な視点はとりたてて要求されてはいないかのように思える。しかし、興味深いことに、赤木の主張は、社会的、政治的、経済的なことごとについて考えていたはずの我々を、いつのまにか倫理の領域へと引きずりこんでしまうような構造をもっている。本稿は、そのような構造についての分析を行う。すなわち、本稿は、格差社会の問題そのものについてなんらかの解決を与えようとするものではない。本稿が分析の対象とするのは、格差社会そのものではなく、格差社会「論」、すなわち、格差社会について語る赤木の言説の構造である。その

構造分析から、本稿は以下のような倫理学的問題を引き出すことを試みる。

社会に重大な格差が存在する場面において、あるいは少なくとも社会に重大な格差が存在するという信念が多くの人々に分かち持たれている場面において、倫理的な言説がそれとして成立しがたくなる状況が生じうるのではないか。

この問題に本稿の関心は向けられる。この問題を、赤木の格差社会論を導きの糸として定式化すること、これが本稿の課題である。

さて、本稿はこの倫理学的問題に、倫理的であるために資源が必要であるということはどう位置づけるか、という角度から接近することになる。そのさい、イマヌエル・カントの批判期の小品「理論と実践」および『人倫の形而上学』「法論」を参照したい。格差社会は今この時代において切迫した問題となっていることがらであるが、哲学史に対応する思考を見い出すことも可能なのである。

(3) 本稿の構成

本論に先立って、本稿の構成を前もって述べておけば、以下ようになる。

第一節では、赤木のテキストの基本的な主張を再構成しつつ簡単に紹介する。

第二節では、その論争の背後に存する倫理学上の問題を定式化する。

第三節では、第二節で提示された問題に、カントのテキストを対比させつつ、より詳細な考察を行う。

1. 赤木智弘の戦争待望論

(1) 赤木智弘の主張

本節では、赤木の主張の要約を行う。ただし、要約にさいしては、一連の論争の出発点となったテキスト「『丸山真男』をひっぱたきたい」ではなく、論点が補足され整理された著作『若者を見殺しにする国』に依拠する。また、本稿の性質上、大幅に論旨を再構成し、本稿の問題意識に合わせて論点を絞って紹介する。赤木の事実問題についての認識や価値判断にかんしては異論を唱える論者も多いが、ここでその正当性について問題にすることはしない。

まず、格差社会の状況と所在についての赤木の主張を確認する。現代の日本社会においては、特定の世代にかぎって貧困層が多く存在している。バブル崩壊後の就職氷河期に就職できなかった世代である。その貧困の程度は酷いものであり、社会において尊厳をほとんど奪われた状態での生活を強いられている。では、彼(女)らはなぜ貧困層となってしまったのか。この世代はそもそも就職の機会が

きわめて少なかったうえに、その機会の損失にたいして適切な補償を社会が与えなかったため、その多くが貧困層へと転落し、そこから脱せないでいるのである。つまり、社会格差の問題は、世代間の機会における不公平、そして、その不公平の是正措置の不足に由来している。これが赤木の現状認識である。

ところで、この問題にかんして、貧困層の自己責任に問題の所在をもとめる言説がある。しかし、すでに確認したように、ポストバブル世代の貧困層が貧困に陥った責任、そして、貧困から抜け出せないでいる責任は、彼（女）たちにはない。それゆえ、貧困層がそのような状況に陥ったのは自己責任であるとするのは端的に誤りである、と赤木は述べる。

続いて、この問題の解消手段についての赤木の主張を紹介する。社会格差の是正にかんしては、財の再配分を行うことが有効な方策のひとつとして考えられるだろう。このとき、再配分は、旧来の左翼的思想の公式のように、ブルジョアからプロレタリアートへ、というしかたでなされるべきではない。社会の大多数を占めるバブル期以前に就職した世代の安定労働層から貧困層への再配分が行われるべきである。先行世代の安定労働層の生活は、そもそも機会を奪われた貧困層の犠牲のうえに成立したものであるからだ。このように赤木は論を進める。

しかし、このような再配分が実現する可能性は低い。格差社会を語る多くの言説は、貧困層の自己責任を言い立てるのみでしかない。また、いわゆる左翼的立場からの言説は、ブルジョア対プロレタリアートという構図に囚われており、結局のところ、安定労働層の既得権益を貧困層への再配分から守るという反動的な機能しか果たしていない。

ここで、赤木は以下のように主張する。戦争が起きれば社会は確実に流動化するるので、このような状況においては、戦争を望むほかない。現在のみまでは、貧困層である自分はなんの尊厳ももつことなく、社会の隅で野垂れ死ぬだけである。戦争が起きれば、戦死したとしても、なにがしかの尊厳は得られる。どうあろうと希望のない現状よりは、戦争のほうがまだましである。

それでもやはり見ず知らずの他人であっても、我々を見下す連中であっても、彼らが戦争に苦しむさまを見たくはない。だからこうして訴えている。私を戦争に向かわせないでほしいと。

しかし、それでも社会が平和の名の下に、私に対して弱者であることを強制しつつ、私のささやかな幸せへの願望を嘲笑いつづけるのだとしたら、そのとき私は、「国民全員が苦しみつづける平等」を望み、それを選択するこ

とに躊躇しないだろう。³

これが赤木の戦争待望論の概括である。

(2) 戦争待望論にたいする反響

このような赤木の主張は、当然のことながら、さまざまな反響を引き起こした。本稿は、その発表直後に左翼系論者から寄せられた批判に着目する。そして、それらにたいする赤木の再反論の論理のなかに、倫理的に興味深い問題があることを指摘していくことになる。

『丸山真男』をひっぱたきたい』が発表されてすぐに、多くの左翼系論者が批判を行った。そのなかには、佐高信、福島みずほ、森達也、斉藤貴男、鶴見俊輔、吉本隆明など、かなりの有名人が含まれている。そして、彼(女)らの批判にたいして、赤木はさらに再反論を行うことになる。本稿が着目するのは、この一連の応答である。

この論争は、基本的には噛み合っていない。先に挙げた論者たちはまずもって、戦争を待望する、という赤木の帰結にたいして批判を向けた。単純化してしまえば、赤木が「格差社会の問題は、貧困層に戦争を望ませるほどに深刻である」と主張しているところに、「いくら格差社会に問題があろうとも、戦争を望むべきではない」といった平和主義の原則論をもって批判する、という態度が目立っていた。それにたいして赤木は、そのような平和は結局のところ「安定労働層の権利を守るために、貧困労働層が犠牲になる平和」でしかなく、欺瞞的なものである、と反発していった。⁴このような次第で、論争は、平和の護持と格差社会の問題の解消とのどちらが重要なのか、という、大味な二者択一の構図を超え出ることにはなかった。格差社会論の文脈からすれば、すれ違いの目立つこの論争はそれほど実りのあるものとは言えないであろう。⁵

しかし、本稿の問題関心からすると、このすれ違いにこそ着目すべきものがある。批判にたいする赤木の再反論のある部分に着目してみたい。

(3) 本稿の問題の定式化

戦争待望論に良識ある市民や健全な左翼が反発するのは当然のことである。とりわけ、『論座』という雑誌の性格を考えれば、上に挙げたような批判が出るのは必然とも言える。そういった文脈を抜きにしても、平和主義の原則的な主張を正面から否定することは、誰にとっても難しいことであろう。ここで強調したいの

は、このことを赤木もまた承知しているということである。再度引用しておこう。

それでもやはり見ず知らずの他人であっても、我々を見下す連中であっても、彼らが戦争に苦しむさまを見たくはない。だからこうして訴えている。私を戦争に向かわせないでほしいと。⁶

格差社会の問題を解消する手段として何を選択するか、ということが問題となっているとする。このとき、手段として戦争を望むことがそのものとしてあまりよい選択ではないという認識は共有されている。赤木はそれを共有したうえで、あえて「そうであったとしても現在の状況では他に代替案が思いつかないので戦争を望む」と言っているのである。

このような主張にたいしては、もはや単純に「戦争を望む」という選択について批判を向けることは有効ではない。「いくら格差社会に問題があろうとも、戦争を望むべきではない」という原則論を持ち出すにしても、段階を踏んだ手続きが必要となるだろう。その手続きにあたるのか、以下のことである。すなわち、ここで先に挙げた批判者たちの多くが、選択の内容ではなく、他に代替案が思いつかないことを批判の対象にしているのである。簡単に表現すれば、「もっとよく考える、他によりよい方策があるはずだ」と批判しているのである。問題の主張の内容ではなく、問題の主張を導いた熟慮の不足にかんして批判を行うというわけだ。なるほど、一見すると、このように論を立てれば戦争待望論にたいして有効な応答が可能になるかのように思える。

しかし、ここで、まさに本稿が検討したい問題が生じる。熟慮には一定のコストがかかるのである。

熟慮の不足を責めるような批判にたいして、赤木は次のように応答する。

私のような貧困労働層には、そもそも論争をするような金銭的余裕がない。誰もが「考える、考える」というのだけれども、お金がなければなかなか考えることができません。⁷

なんらかのものごとについて熟慮するためには、そもそも生活に余裕あることが必要である。端的に言えば、熟慮には金がいるのである。そして、格差社会問題にかんして着目すべきは、貧困層とはまさに金をもっていない人々のことを指すのだ、ということである。

本を買う。図書館に行く。大学で学ぶ。物事を考える。何をやるにしても、お金が必要です。メシを食うにも、家に住むにも、パソコンを使うにも、洗濯するのにも、お風呂に入るにも、とにかくお金が必要なのです。⁸

さて、そうであるとするならば、貧困層にたいして、熟慮の不足を批判することは批判として正当なのであろうか。熟慮の不足の原因は、貧困にある。そして、もしも貧困の原因が貧困層の自己責任にではなく、貧困層をつくりだす格差社会にあるとするならば、熟慮の不足の原因もまた貧困層にはないことになる。貧困層の熟慮の不足は、格差社会の恩恵を被っている側、すなわち、富裕層や安定労働層にとっての罪なのであり、貧困層にとっての罪ではないのだ。

「社会と戦え！」「もっと考えろ！」といわれるが、私は社会から逃げているつもりはないし、考えを放棄するつもりもない。私は社会と戦いたいし、もっと考えたい。

しかし、いまのままでは、問題を考えようにも単純労働や社会の無理解に疲れ果て、酒やテレビなどの一時的な娯楽に身をゆだねるしかない。

考える時間を得るためには、生活に対する精神的な余裕や、生活のためのお金がなによりも必要不可欠であり、それを十分に得られて初めて「考える」という行為をすることができる。

そうした人間が、考えて活動するための「土台」を整備することこそ、私に反論する方々の「責任」ではないだろうか。⁹

赤木のこのような反論は興味深い。本稿で検討したいのは、以上のような、格差社会における下層の熟慮の不足を上層に責任転嫁する論理の射程である。

(4) 格差社会の問題についての補足

上述の問題に本格的に立ち入る前に、簡単な補足を行う。

赤木の主張は、その大枠の方向性にかんしては、いわゆる若年貧困層の右傾化の流れに棹差すものと位置づけうる。たとえば、社会的逸脱行為にかんする社会学理論のあるものを転用すれば、以下のような説明が可能である。¹⁰

現代日本における貧困層は、貧困であるがゆえに、社会の中心領域から排除されている。また、このような社会的排除の一方で、貧困層は、現代日本社会の一

一般的な価値観に文化的に包摂されている。すなわち、正社員として雇用され、結婚し、家族をもつことが「まとも」である、という価値観を貧困層ももっている。つまり、貧困層は、自らの境遇を社会の大多数と比較したときに、相対的な剥奪感を抱くような状態にあるのだ。このような社会層が、犯罪や根拠のない本質主義に基づく差別などの社会的逸脱行動に向かう強い傾向性をもつ、ということは、現代日本社会だけでなく、あらゆる社会にかんして一般的に言えることであろう。戦争待望論もまた、社会的逸脱行動の一形態ではないのか。

たしかに、戦争待望論を含めた赤木の主張に、このように片づけられても仕方のないような脇の甘さがあることは否めない。しかし、本稿では、この点にかんしてはこれ以上立ち入ることをしない。それを認めたととしても、赤木の戦争待望論から興味深い問題を読み取る可能性が否定されるわけではないからである。節を改めて、その具体的な解釈の作業に移りたい。¹¹

2. 倫理と資源の不平等性

(1) 前提の確認

問題を確認しておこう。先に指摘した責任転嫁の論理は、以下のような三つの前提をもつものであった。

第一に、熟慮には一定の資源が必要であるということ。

第二に、格差社会においては、その資源について偏りがあるということ。

第三に、格差社会に由来する諸問題については、その責任は、貧困層にではなく富裕層および安定労働層にあるということ。

この三つの前提を認めたとしよう。このとき、なんらかのことがらについて貧困層に熟慮の不足があったとしても、その責任は貧困層にではなく富裕層および安定労働層にあることになるのである。

ここで、三つの前提について簡単に確認しておこう。

第一の前提は、それなりの説得力をもつ。なにかを考えるためには、情報を収集し整理し考察し結論を導くための技術や道具や時間や場所などが必要である。そして、それらを備えるには、端的に金が必要であろう。第二の前提もまた、格差社会という言葉の意味からして認めざるをえないように思われる。

ただし、ここで、第一の前提と第二の前提とにおいて、「資源」という概念にいささかの曖昧さがあることには注意を払う必要がある。前者においては個人にある行為を可能にするような資源が問題になっている。しかし、それが、後者に

において問題とされているような、社会的な配分の対象となるような資源とそのまま重ねることができるのかどうかには、疑問を挟む余地はあるだろう。

第三の前提にかんしては補足が必要であろう。富裕層や安定労働層であることと、格差社会における諸問題の責任の担い手であるということは、明らかに別のことだからだ。この点にかんしては、いくつかの補助線を引くことにより、以下のように考えることができる。

格差社会の問題はいくつかの観点から整理できるが、まずは著しい機会の不平等および著しい結果の不平等が存在している、という点に存する。格差社会における貧困層は、能力に応じた適切な報酬を社会から受け取っているとは言えないであろう。また、その人間らしい生存に必要なだけの報酬を受け取っているとも言えないであろう。¹²格差社会における機会の不平等および結果の不平等は、許容しがたい度合いのものなのである。さて、このことは、貧困層が格差社会において不当に不利益を被っていることを意味する。また、このことは、裏を返せば、富裕層と安定労働層が不当な利益を貪っていることをも意味するであろう。このとき、格差社会に由来する諸問題の責任を富裕層と安定労働者層に求める、という主張は、それなりの説得力をもつと思われる。彼（女）らは社会構造を形成し維持している主体とは言えないかもしれないが、現に当該の社会構造から利益を不当に得て、それを離そうとしていない。そうであるならば、責任もあるはずである。以上のように整理するならば、それに納得するかどうかはともかく、第三の前提も理解不可能ではないだろう。¹³

このように、三つの前提はそれぞれに問題含みである。しかし、上述の問題点にかんしては、ここで確認するに留めたい。さしあたりこれらの前提を認めたいので、そこから導かれる主張の射程を検討することにしたい。

（２）倫理的熟慮における問題の再構成

一見すると、先に紹介した責任転嫁の論理はたんなる論争上のレトリックにすぎないようにも思われる。しかし、よく考えてみると、その射程は意外に長い。

そもそもの出発点は、格差社会の問題を解消する手段として何を選択するか、ということにあった。ところが、同様の責任転嫁の論理は、熟慮が必要とされるあらゆる行為の場面において、さらには、なんらかの資源が必要とされるあらゆる行為の場面において、成立しうるのである。

ここで、問題の見通しをよくするために、行為にかんして倫理的な当為が問われる場面を考えてみたい。

ある状況において倫理的な行為を選択するためには、なんらかのコストがかかると思われる。たとえば、倫理的な行為の選択には熟慮が必要であり、熟慮には一定のコストがかかるからである。たしかに、「嘘をつくな」とか「人を傷つけるな」といった単純な命法に従うためには、熟慮は不要であるかもしれない。しかし、倫理的な当為が問題になる状況は、そういった単純なものばかりではない。むしろ、熟慮を要する複雑な状況のほうが多いだろう。また、一見単純に見える「嘘をつくな」や「人を傷つけるな」といった命法も、ある状況においてなにが嘘をつくことであるのか、ある状況においてなにが人を傷つけることであるのか、といった適用の場面において、熟慮を必要とするであろう。

さて、この事態は格差社会においては以下のような結果を招くであろう。

社会に格差があるということは、倫理的な熟慮のための資源についても偏りがあることを含意する。社会の上層の人々は、倫理的であろうとするとときに、十分に熟慮できるだろう。そのためのコストを払うだけの資源をもっているのだから。しかし、社会の下層の人々は、倫理的であろうとしても、十分に熟慮することができないのである。

さて、このとき、社会の上層の人々が倫理的に善い行為をしたとして、それは賞賛に値するのであるのか。彼（女）らの善さは、格差社会から不当に得た資源によるものではないのか。また、社会の下層の人々が倫理的に悪い行為をしたとして、それを非難することができるだろうか。彼（女）らの悪さは、格差社会から不当に資源を奪われていることによるものではないのか。少なくとも、社会の上層の人々が下層の人々の悪さを自己責任によるものであるかのように非難することは、それ自体が不当なことのよう思えてくる。

では、なぜこのように思ってしまうのか。これは、結果としての行為の善さ悪さと、行為に至るまでの過程の正当不当とが、無関係なものではないとの直観を我々が持っているからだと思われる。たとえば、真偽の区別であれば事情は異なる。熟慮のための資源を不当に得た者が、真理に到達したとしよう。それでも真理は真理である、と我々は考えるであろう。しかし、問題の場面は事情が異なる。

「不当な善さ」や「不当な悪さ」は、「善さ」「悪さ」といった含意を損ねるのである。それは、善さや悪さといった価値と正当や不当といった価値が、どちらも倫理的な価値であり、無関係のものではないと我々が感じているからである。

このように、熟慮という観点を導入し格差社会という状況を設定することで、賞賛や非難といった倫理的当為にかかわる基本的な営みは、限界状況に行き着き、一種の機能不全に陥ることになりうるのだ。これを確認したうえで、戦争待望論

に立ち戻って考察を進めたい。

(3) 戦争待望論の射程

ここで、赤木の戦争待望論のもつ独特の含意が明らかになる。

本稿冒頭で述べておいたように、格差社会の問題にたいして求められているのは、まずは社会的、政治的、経済的な解決であり、倫理はこれに明示的にかかわるものではない。すなわち、ここで必要とされる熟慮は、社会、政治、経済にかかわる熟慮であり、倫理にかかわる熟慮ではない。倫理的な含意は中心的なものではないかのように思える。

そうであるならば、格差社会の問題にかんしては、その答えの正しさと、答えに至る手段の正当性とは、無関係なものとして切り離して考えられるはずである。答えの正しさは、ただそれが格差社会の問題を解決するか否かという点のみで測られればよいはずだからだ。

しかし、興味深いことに、赤木の主張はこのような問題の切り離しを許さないものとなっている。すでに紹介したように、赤木は格差社会の問題を解決する手段として、戦争を望む。ここで注目すべきは、このような赤木の主張にたいして、批判者たちは倫理的な批判を浴びせざるをえない、ということである。

戦争という事象そのものが本質的に倫理性を帯びているかどうかには、ここで立ち入る必要はない。少なくとも、『論座』の現代日本の左翼誌としての性格上、このような文脈においては、「戦争」概念が不可避に倫理性を帯びてしまうであろうことは自明だからである。

たんに、戦争は格差社会の問題の解決には有効ではないのではないかと、という批判を行うのみであれば、批判者は倫理の領域に立ち入らずとも済むであろう。しかし、実際のところは、そうはできない。ほとんどの批判者たちの言説は、実際のところ、戦争を望むことはそのものとして倫理的に悪いことである、という価値判断を前提にしたものになってしまっている。論争の置かれた文脈がそれを強いるのである。

さて、ひとたび倫理が前景に現れてしまうならば、先に確認したような、倫理的当為の機能不全状態が現れる。赤木の主張にかんして、批判者は、倫理的なことがらにかかわる熟慮不足を指摘せざるをえない。しかし、すでに確認したように、赤木は、貧困層にたいして富裕層や安定労働層が熟慮の不足を責めることは不当である、と反論するのである。格差社会とは、富裕層や安定労働層が熟慮の資源を不当なしかたで貧困層から収奪している社会なのだから。赤木の主張にた

いする倫理的な批判は、このようにして失効させられてしまうのである。

こう考えると、なぜ赤木が他ならぬ戦争を望まねばならないのか、ということが理解できる。格差社会を破壊し平等に不幸を撒き散らす、という同様の結果を、巨大隕石の落下や怪獣の襲撃なども起こしうるだろう。しかし、それらではなく、まさに戦争を赤木が望むのは、戦争という論題が批判者に倫理的な反応を必ず引き起こすからである。そして、批判者が赤木の主張に倫理的な悪さを見出したとき、赤木はそれをそっくりそのまま相手に送り返すのである。貧困層をそのような倫理的な悪さに追い込んだのは、富裕層や安定労働層ではないか、と。

まとめておこう。格差社会という状況が、賞賛や非難といった倫理的当為にかかわる営みを機能しがたくさせることがある。赤木の戦争待望論は、このような倫理の限界状況を描写することに図らずも到達している。そのような場を作り出し批判者をそこに引き込むのが、問題の責任転嫁の論理の機能なのである。

3. 格差社会とカント法哲学

(1) カント法哲学との対比

赤木智弘『若者を見殺しにする国』から、本稿は格差社会における倫理の限界状況を読み取った。しかし、これまで検討の俎上に置いてきた赤木の議論は、論争の応酬のうちでなされたものであり、批判のための批判という性格も否めない。そこで、本節においては、古典的な哲学説を参照することにより、本稿の問題がたんなる論争上のレトリックを超えた射程をもつことを、さらに別の角度からも示しておきたい。扱うのは、カントの法哲学である。¹⁴カント倫理学ではないところが重要なのであるが、この点については後に詳述する。

(2) カントによる投票権の制限

「理論と実践」と題された批判期のテキストにおいて、カントは市民的状态を以下のように定式化する。

したがって、市民的状态は、法的状态としてだけ見るならば、次のようなアプリアリな原理に基づいている。

- 1、社会の構成員各人が人間として自由であるということ
- 2、社会の構成員各人が臣民として他のすべての構成員と平等であるということ

3、公共体の構成員各人が市民として独立自存しているということ¹⁵

本稿が着目するのは、三番目の原理、独立自存性である。カントは、社会のうちにはこの独立自存という要件を満たさない成員が存在すると主張する。そして、そのような社会の成員にかんして、立法にかかわる投票権を否定する。

ところで、このような立法において投票権をもつ人々は、市民と呼ばれる（ただし、それは都市住民 *bougeois* という意味ではなく、国家市民 *citoyen* という意味である）、市民と呼ばれるために必要な資格は、自然的な資格（子どもではないこと、女性ではないこと）を除けば、ただ次の一点だけである。すなわちそれは、自分が自分自身の支配者であるということ（*sui iuris*）したがって生計を立てるためのなんらかの財産（そこにはあらゆる技術、職人芸、芸術、学問を入れることもできる）をもっているということである。いいかえれば、自分が生きるために他の人から何かを入手するのではなく、自分の所有物を譲渡することをとおしてのみそれを入手するということ。したがって、公共体は別として、それ以外の誰に対しても、ことばのもともとの意味での奉仕をしたりしないということである。¹⁶

同様の主張は、『人倫の形而上学』「法論」第四十六節においてもなされる。

投票を行う能力だけが国民の資格をなす。この能力は人民のなかでその国民が自立していることを前提としている。¹⁷

このように述べたうえで、カントは以下のように主張するのである。

商人や手工業者のもとで働く職人、奉公人（国家に奉公する者を除く）、（*naturaliter vel civiliter* 自然による、あるいは国民としての）未成年、すべての婦人、そして、おしなべて、自分の経営努力によるのではなく、（国家による指図を除く）自分以外の人々の指図に従うことによって、自分の生存（扶養と保護）を維持せざるをえない者はだれであれ、国民としての人格を欠いており、その生存はいわば内属にすぎない。[...中略...]なぜなら、他の人の命令や保護を受けざるをえないので、国民としての自立を欠いているからである。¹⁸

私有財産をもつ者、すなわち、なんらかの物を生産しそれを任意の他人に売却することによって生計を保つ者は、独立自存しているがゆえに、立法権をもつ。しかし、特定の他人に奉仕することで報酬を得て生計を保つ者は、独立自存していないがゆえに、立法権をもたない、とされるのである。続けて、この区別にカントが与える理由づけを確認していきたい。

(3) 公共的であるための資源としての私有財産

カントは法や権利を公的な意志に基づける。そして、公的な意志の要件として、独立自存性や自立といった契機を要求する。なぜならば、「公的な意志はいかなる人に対しても不正をなすことがありえないようなものでなければならない」¹⁹のであるが、「どんな人でも自分自身に対してだけは不正をなすことがありえないからである」。つまり、カントは、自分の財産をもっていて自分勝手に行動しようということと、公的な意志に則って考量しようということと、他人の意志に強制されることとがない、という一点に着目して連関させているのである。

ところが、もしある人のことをその人とは別の人が決定するのだとしたらどうだろう。その人とは別の人の意志がひとり勝手に、その人のことについて、ことごとく不正なことばかり決定するかもしれない。したがって、そういう人が制定する法は、その立法を制限するような法をさらにもう一つ別に必要とするだろう。したがって、いかなる特殊意志も、公共体にたいして立法的であることはできないといえる。²⁰

なんらかの物を生産し、それを他人に売却することによって生計を保つのであれば、他人の意志に服従する必要はない。なぜならば、別の買い手を見つけることもできるだろうから。しかし、ある他人に奉仕することで報酬を得る者は、自らの生計を特定の雇い主に完全に依存せざるをえない。それゆえ、無産市民の意志は、ある人が当人に対してのみもつ誠実性をも失う。そして、それに伴って、公的な意志のもつべき誠実性も失うことになるのである。

政治的な判断をするだけの資源を、つまり、公共の利害を中立な視点から考量するという政治的責務を耐えうるだけの資源を、無産市民はもたない。それゆえに、無産市民には立法のための投票の権利が否定されるのである。

(4) 格差社会における法と倫理

ここで、以上のようなカントの主張を、先に確認した赤木の主張と対照させてみたい。赤木は熟慮のための資源に着目し、カントは意志の誠実性を担保するための資源に着目している、という差異はあるが、両者ともが格差社会における資源の不平等に目を向けている。そして、両者ともが貧困層にたいして、責任ないしは権利の免除の論理を構築している。しかし、そこから引き出される結論の印象はかなり異なるものとなっている。

本稿は、赤木の主張を格差社会における倫理の限界状況を示すものとして解釈した。戦争を望む貧困層に向けられた倫理的な非難を、赤木は富裕層や安定労働層に送り返し、倫理を機能不全に陥らせるのである。ではなぜここで、そのような結果を招くがゆえに、格差社会の貧困層には倫理的な当為にかかわる権利ないしは資格がそもそもないのである、という結論が導かれぬのであろうか。倫理の領域から貧困層を排除してしまえば、問題は起こらないはずだ。実際、ほぼ同じ構造の状況において、カントはためらいなく貧困層から投票の権利を剥奪したのである。

ここで注目したいのは、カントの主張が倫理学説ではなく法哲学説に属する、という点である。カントは、倫理の領域と法や政治の領域とを峻別したうえで、あくまで後者にかんしてのみ語っている(と少なくとも自分では考えている)。倫理にかんしてであれば、周知のように、カントはその普遍的妥当性を過剰なまでに強調するだろう。投票権を狭義の倫理にはかかわらないものと見なしているがゆえに、カントは安んじて貧困層をそこから排除できるのである。

さて、すでに本稿は、少なくともある限定された文脈においては、赤木の戦争待望論が批判者を倫理の領域へと引き込むものであることを確認した。そのことがここでも要点となっていると考えられる。赤木の責任転嫁の論理が倫理を機能不全に陥らせるからといって、貧困層を除外したうえで倫理という営みを再構成することはできない。それは、倫理の本質を損なうように思われるからだ。カントほど厳格かどうかはともかく、倫理的当為にかんして普遍性が重要であるという直観は多くの人に共有されているのであり、それを否定することは容易ではないのである。²¹

一見すると、問題の責任転嫁の論理は、自らに熟慮の資源が不足していることを認めることで、同時に、コミュニケーションにおける自分の位置が相手より一段低いものであることを認めてしまっているかのような印象を与える。しかし、それでもなお、赤木自身もその批判者も、対等なコミュニケーションの場そのも

のは維持されているし、維持されるべきだ、ということを出発点としている。それは、やはり問題そのものが倫理にかかわるがゆえのことなのではないか。赤木の戦争待望論は、格差社会を倫理的問題として提示するがゆえに、カントが法哲学においてなしたような解決を排しているのである。

ところで、戦争待望論がかかわる倫理的事象がらとは、戦争であった。すでに指摘したように、戦争という事象が倫理性を帯びたものとされるためには、ある種の文脈が必要であるかもしれない。しかし、戦争でなくとも倫理が問題になるときは一般に、同様の錯綜した状況が格差社会の各所で現れうるであろう。その意味で、赤木の戦争待望論は、論者本人の意図や当初の文脈を超えて、より大きく一般的な問題に届いているのである。

おわりに

本稿は、赤木智弘『若者を見殺しにする国』を手がかりに、格差社会において倫理という営みがどのような状況に陥るのか、という問題を論じた。そして、その問題が、カント法哲学とも呼応することを示した。ところで、本稿で取りあげたカントの主張は、その結論を見るかぎり、いかにも十八世紀的であり、現代の問題にそのまま対比させることは不適切であるように思われるかもしれない。しかし、それは早計である。

現代日本において、選挙権の行使には住民票が必要となる。そこで、ホームレスについては、便宜上の住所登録をし、その選挙権を保護するという方法が取られていた。しかし、2007年、大阪市は統一地方選挙を前にしてこの住所登録を取り消し、ホームレス 2000 人あまりの選挙権を剥奪している。²²これが日本社会の現状であるとするならば、カント法哲学はなにひとつ古くはない。この社会もまた、無産市民には投票を許していないのである。

¹ 『論座』一月号、朝日新聞社、2007年。赤木智弘『若者を見殺しにする国』、双風舎、2007年、pp193-207に再録されている。

² 赤木智弘『若者を見殺しにする国』、双風舎、2007年。

³ 赤木、前掲書、pp206-207。

⁴ 赤木、前掲書、p340。

⁵ この論争ののち、赤木とほぼ同年代の論者たちからなされた応答のほうがより興味深いものであろう。たとえば註11に挙げた杉田俊介の論考などを参照されたい。

⁶ 赤木、前掲書、p206。

⁷ 赤木、前掲書、p280。

-
- ⁸ 赤木、前掲書、p283。
- ⁹ 赤木、前掲書、p223。
- ¹⁰ 以下の論考から概念を借りた。ジョック・ヤング『排除形社会 後期近代における犯罪・雇用・差異』、青木秀夫、伊藤泰郎、岸政彦、村澤真保呂訳、洛北出版、2007年。
- ¹¹ 本稿の解釈は限定された視点からのものにとどまるが、赤木への包括的な応答としては、杉田俊介「誰に赤木智弘氏をひっぱたけるのか」「丸山真男」をひっぱたきたい 31歳、フリーター。希望は、戦争。」に回答する」などが興味深い。赤木がウェブログに発表したテキストをも視野に入れた、きわめて誠実な応答および問題提起がなされている。杉田俊介『無能力批評 労働と生存のエチカ』、大月書店、2008年、pp41-58所収。
- ¹² 貧困層の現状にかんしてはすでに多くの報告がある。たとえば以下のものである。生田武志『ルボ最底辺 不安定就労と野宿』、ちくま新書、2007年。
- ¹³ このような責任帰属の論理は、社会格差においてだけではなく世代間格差においてもまったく同様に提起されうるし、実際、されてもいる。しかし、本稿では前者に論点を限定する。
- ¹⁴ イマヌエル・カントの著作からの引用は慣例にしたがいアカデミー版全集(Akd.と略記)の巻および頁で表記する。翻訳は基本的に以下によったが、一部を変更した。山括弧[]は本稿筆者による補足である。「人倫の形而上学」、樽井正義、池尾恭一訳、『カント全集11』、岩波書店、2002年。「理論と実践」、北尾宏之訳、『カント全集14』、岩波書店、2000年。
- ¹⁵ Akd.VIII,290.
- ¹⁶ Akd.VIII,295.
- ¹⁷ Akd.VI,314.
- ¹⁸ Akd.VI,314f.
- ¹⁹ Akd.VIII,294f.
- ²⁰ Akd.VIII,295.
- ²¹ いわゆるマルクス主義などイデオロギー論的な発想をもつ立場であれば、社会層に応じてコミットする倫理の内実が異なる、といった主張をするかもしれない。しかし、赤木の格差社会論では、あくまで社会において倫理観が共有されていることが前提になっている。そしてそれは、現代日本における格差社会の問題の記述としては、適切であると思われる。
- ²² 『日本経済新聞』2007年3月30日号。